

今宿商工業協同組合キャラクター「いまじゅくま」 イラスト使用の手引き

今宿商工業協同組合

もくじ

- 第1章 申請手続について
使用申請の方法、留意事項等
- 第2章 デザインについて
いまじゅくまを使ってデザインする場合のルール等

第1章 申請手続について

I 申請方法

(1) 提出先

いまじゅくまを使用する際は、「今宿商工業協同組合イメージキャラクターいまじゅくま使用申請書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、商協事務局まで郵送または持参ください。

【提出先】〒819-0167 福岡市西区今宿 2-2-29 今宿商工業協同組合
電話 092-806-0373

※ 「いまじゅくま使用申請書」は、「今宿.COM」ホームページからダウンロードできます。また、商協事務局でも配布しています。

(2) 使用料

いまじゅくま使用料は、無料です。

(3) 審査期間

受付完了後、使用許可まで約10日程度かかります。

※ 申請に関し修正等をお願いする場合、上記の期間以上にかかる場合がありますので、余裕を持ってお申込みください。

(4) 添付書類

「商品等の見本」「申請者の概要（様式第3号）」を必ず添付してください。

今回いまじゅくまを使用する商品の見本の現物や、その写真、仕様書等、いまじゅくまをどのように使用するのか具体的にわかるものをご用意ください。また、使用許可の際は、使用許可番号を発付しますが、その許可番号の表記（「©2015いまじゅくま#〇〇〇」または「©2015imajyukuma#〇〇〇」）も入れた見本のご提出をお願いします。※番号は000と表記ください。また、使用許可後、**作成した完成品は、必ず現物を商協事務局へ郵送または持参ください。**

II Q&A

Q. 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？

A. 個人で私的な年賀状等に使用する場合は使用申請は不要です。

Q. 店内掲示のポップや、商品紹介のためのカタログ、チラシ等についても、別途申請が必要ですか？

A. すべてのアイテムごとに必要です。ただし、商品等を作成する場合は、作成する商品と同時に申請していただいてOKです。商品作成のための申請の後、ポップその他広告等を作成する場合は、再度申請をしてください。

Q. 社内研修用の冊子のなかで、いまじゅくまを使用することができますか？

A. 社内で、その社員のみが使うものについては、使用申請は不要です。

第2章 デザインについて

いまじゅくまを使ってデザインする場合のルール等

使用可能ないまじゅくまは、下記のポーズのみです。

注意事項

- 1 いまじゅくまを変形せず、タテヨコの比率を守って使用してください。
- 2 あたまの帽子を消したり、目を消したり等、からだの一部を省略しないでください。（ただし、上半身や顔のみをそのまま切り出して使用することは可能です。）
- 3 いまじゅくまのうえに、文字や写真等をかぶせないでください。
- 4 いまじゅくまにメガネをかけさせたり、靴を履かせる等も、原則できません。
- 5 いまじゅくまをより良くしてくださるために、新しいポーズやデザインを作って制作したいとお考えの場合は、デザイン案を作成のうえ、別途ご相談ください。